

総務委員会資料

1 陳情の審査

(1) 陳情第70号

川崎市職員の職場内での自己研鑽の中止に関する陳情

資料 職員の時間外勤務について

令和6年11月14日

総務企画局

職員の時間外勤務について

1 陳情に至る経緯

「陳情の理由」に記載されている回答に関するやり取りの概要

【労務厚生課】

質問	(勤務時間外に職場に残っている管理職が、時間外勤務の報告をしていないことについて) 業務以外で残っているということだが、何をやっているのか。
回答 R6.2.21	単なる個人的な書類の整理整頓や関連情報収集、知識習得などの自己研鑽等で業務には当たらないと判断したものについては、職場にいても時間外勤務申請は行っておりません。 「業務」に当たるかは、管理職の個々の判断によりますので、勤務時間以降に退勤し、これに対して申請が出ていない場合であっても、直ちに時間外勤務の未申請となるかについては判断しかねます。

【人事課】

質問	(8/15の花火大会について) 職員が花火を覗いていたらサボリになるか。定時過ぎなので残っていたらどうなるか。
回答 R6.7.24	勤務中に業務以外の目的で長時間離席した場合は、職務専念義務違反の可能性があります。 そのため、時間外勤務命令を受けて勤務をしている場合、花火の時間帯に自席から離れ長時間にわたり花火を見ることは認められません。 また、時間外勤務命令を受けていない場合、庁舎に残ってはいけないというルールはございませんが、職場に滞在し続ける必要はなく、勤務中の職員の業務の妨げになるおそれがあるため、速やかに退庁するべきと考えます。

2 時間外勤務の関係規定

【管理職】

川崎市職員服務規程第18条第2項

川崎市職員の管理職手当に関する規則第2条に規定する職員が正規の勤務時間以外に勤務した場合、又は勤務時間条例第7条第1項に規定する休日に勤務した場合は、所要の手続きをとり、上司に報告しなければならない。

・管理職については、令和2年4月まで、時間外勤務等を行う際、上司への報告を必要としない取扱いとしてきた。

・平成31年4月の労働安全衛生法の改正により、管理職も含めた全職員の労働時間の適正把握が義務付けられたことを受け、本市においては、それまで出退勤登録を行っていなかった部長級以上についても、同月からICカードによる出退勤登録を開始した。

・令和2年4月に川崎市職員服務規程に上記規定を追加し、管理職についても時間外勤務等を行った際の上司への報告を義務付けた。

【管理職以外】

川崎市職員服務規程第18条第1項

職員(川崎市職員の管理職手当に関する規則…第2条に規定する職員を除く。)が正規の勤務時間以外に勤務する場合、…休日…に勤務する場合、又は…割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務する場合は、所要の手続きをとり、所属長の命令を受けなければならない。

3 陳情に対する見解

勤務時間外に職場にいる場合、どこまでが業務にあたるかは、職位や職務によってもその内容や必要性が変わるほか、自主的な勉強会等、業務に当たらないとしても職場に残る場合もあることから、陳情にあるように、職場に残ることを一律に禁止することは、なじまないものとする。